

## 山梨県 手数料納付連絡票

手数料名 高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料

略称 高圧製造変更許可手数料



◆ 該当する区分にチェックをしてください

| 区分(移動式)                       | 納付金額   | チェック欄 |
|-------------------------------|--------|-------|
| 10,000,000m3以上増加              | 65,000 |       |
| 5,000,000m3以上10,000,000m3未満増加 | 53,000 |       |
| 1,000,000m3以上5,000,000m3未満増加  | 44,000 |       |
| 500,000m3以上1,000,000m3未満増加    | 31,000 |       |
| 100,000m3以上500,000m3未満増加      | 18,000 |       |
| 25,000m3以上100,000m3未満増加       | 14,000 |       |
| 5,000m3以上25,000m3未満増加         | 12,000 |       |
| 1,000m3以上5,000m3未満増加          | 9,200  |       |
| 200m3以上1,000m3未満増加            | 8,200  |       |
| 200m3未満増加                     | 5,100  |       |
| その他の場合                        | 3,200  |       |

※チェックされた金額を手打ちしてください

◆ 留意事項

- ・ 納付済証は再度の発行を行うことができませんので、大切に保管してください。
- ・ キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。  
領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。
- ・ この納付連絡票を使用して各警察署で手数料を納付する場合、窓口の混雑状況により、少々お時間をいただく場合があります。

【この手数料に関するお問合せ先】

山梨県庁防災局 消防保安課 電話055-223-1434

※ 納付金額については確認の上、納付をお願いします。